

形態制限一覧

用途地域		市街化区域								調整区域		
		第一種 低層住居 専用地域	第一種中 高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域	用途なし	温泉地区 三谷・西浦 蒲郡・形原
項目		50 100	150 200			200 400	200			(200)	(400)	
容積率(%)※		30 60		60	80		60			(60)	(70)	
建蔽率(%)※		外壁の後退距離(m)										
絶対高さ制限(m)		10										
斜線 制限	道路 斜線	摘要距離(m)		20			20	20			20	
		勾配		1.25			1.5			(1.5)		
	隣地 斜線	摘要距離(m)		20			31			31		
		勾配		1.25			2.5			(2.5)		
	北側 斜線	摘要距離(m)		5	10							
		勾配		1.25								

(注) 用途地域の指定のない区域における()内は特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定した区域内に摘要される数値である。

※ 前面道路の幅員等により緩和又は低減される場合がある。

※ 蒲郡市は、愛知県建築基準条例の規定を適用しています。